

福岡市認知症の人にもやさしいデザインのガイドライン化検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和2年3月に策定した「認知症の人にもやさしいデザインの手引き」に基づくデザインの全市展開を目的とするガイドライン化について、専門的、技術的な観点から協議などを行うため、福岡市認知症の人にもやさしいデザインのガイドライン化検討委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員への委嘱事項)

第2条 市長は、次に掲げる事項について委員から意見を収集する。

- (1) 認知症の人にもやさしいデザインのガイドライン化の検討に関すること。
- (2) その他、目的を達成するために必要な事項に関すること。

(委員の選任及び任期)

第3条 委員会は、10人以内の委員をもって構成することとし、別表1に掲げる専門分野のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、令和8年3月31日までとする。

(委員会)

第4条 市長は、委員からの意見収集を行うため、委員会を開催することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を主宰し、委員会の議事進行に必要な事項を定める。

(守秘義務)

第6条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(情報公開)

第7条 委員会は、公開とする。ただし、委員会が福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第38条ただし書の規定に該当するときは、非公開とすることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

<別表 1 >

福岡市認知症の人にもやさしいデザインのガイドライン化検討委員会 委員構成

分野
建築・土木
視覚記号・情報デザイン
医療・介護・高齢者団体
認知症